

第5期（平成28～29年度）第4回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成29年3月29日（水） 午前10時から午前11時40分まで
 場 所 日進市役所本庁舎4階第3会議室
 出 席 者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子、林かぐみ、高平和彦、
 鈴木知代子、財部剛
 欠 席 者 星野和三、若松正樹
 事 務 局 金山敏和（企画部長）、石川達也（企画部次長兼企画政策課長）、
 川合陸仁（企画政策課課長補佐）、野村圭一（企画政策課市政戦略係主査）、
 横井健（企画政策課企画経営係長）、秋山純一（企画政策課企画経営係主事）
 説明の為に なし
 出席した者
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 あり（1名）
 次 第 1 開会
 2 あいさつ
 3 議題
 （1）日進市市民意識調査の結果について
 （2）日進市自治基本条例の検証について
 ・自治基本条例の条文の検証（前文～第14条）
 （3）日進市自治基本条例の周知啓発について
 ・マンガ版パンフレットの題材
 4 その他
 5 閉会
 配付資料 資料1 平成28年度日進市市民意識調査報告書《概要版》
 資料2 平成28年度日進市市民意識調査報告書
 資料3 平成28年度日進市市民意識調査結果分析例
 資料4 日進市自治基本条例の施行後の経過
 資料5 日進市自治基本条例検証シート
 資料6 日進市自治基本条例のマンガ版パンフレットについて

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 あいさつ
	3 議題
会 長	それでは、議題（1）「日進市市民意識調査の結果について」、担当課から説明をお願いします。
企 画 政 策 課	（資料1から3に沿って説明）
会 長	今の担当課の説明に関して質疑・意見等がありますか。

発 言 者	内 容
委 員	資料1の3ページに記載されている満足度の下位5項目のうち、「くるりんばすの利便性」に関連する取組は、コースの再編成が考えられますが、「自転車や徒歩による道路の利便性」に関連する取組も同様にしていく必要があると思いますがいかがでしょうか。
企 画 政 策 課	言われたとおり、下位5項目については、市として特に検討していく必要があると考えています。「くるりんばすの利便性」については、平成29年4月からの再編成の結果、市民の満足度がどのように変化していくかを把握する必要があると思います。「自転車や徒歩による道路の利便性」に関連する取組としては、小学校区毎の安心歩行エリアの整備や、藤島1号線や赤池駅前線の歩道の整備があります。自転車道については、白山黒石線に整備を進めているところであります。
会 長	資料2の40ページの満足度と重要度のクロス分析については、よい分析だと思いますが、どのコンサルタント会社が行ったのでしょうか。
企 画 政 策 課	この分析は以前から実施しているものであり、今回のコンサルタント会社の提案で分析したものではありません。
会 長	この分析で大切なのは、重要度が高いのに満足度が低い項目について考察することだと思います。特に「歩道の整備」・「自転車や徒歩による道路の利便性」や「電車・リニモの利便性」・「路線バスの利便性」・「くるりんばすの利便性」についてはこの傾向が突出していると思います。電車、リニモ及び路線バスについては、市が主体ではないため、主体となる企業等に要望をしていくことになると思いますが、残りの項目については、市が主体となって対策をとる必要があると思います。市が主体となるべき項目について過去の市民意識調査の結果はどうであったかという、資料2の36ページを見れば分かるとおおり、以前も満足度が低かったことがわかります。これは満足度が低いにも関わらず、十分な取組をしなかったため、満足度が低いままとなっているのだと推測されます。先ほど、歩道や自転車道の整備を実施していると説明がありましたが、整備のスピードが適切なかを市として検討していく必要があると思います。調査の度に、市民の重要度は高いにも関わらず、満足度は低い項目があるとしたら、厳しく言うと、その項目に関連する取組については市の怠慢ということになります。例えば通常の道路整備と同じスピードで、歩道の整備をしていたのでは、市民意識調査の結果に対して市が応答しているとは言えないと思います。重要度は高く満足度は低い項目について重点的に対応していくことが、市民意識調査の結果に対して応答しているといえると思います。「歩道の整備」や「自転車や徒歩による道路の利便性」の担当の部署に今回の議論を伝えていただき、どのようにしていくかを次回以降の委員会の中で報告していただきたいと思います。市民の意見に対する応答性という意味で、市民の満足度が上がってくると考えられます。仮に、市長単独の判断でインフラ整備を進めた場合、インフラ整備に対する満足度は上がるかもしれませんが、市民の意見に対する応答性についての満足度は高くないと思います。
委 員	資料1の3ページには、満足度の高い上位5項目が書いてありますが、5位の

発 言 者	内 容
	「浄化槽・下水道などの衛生対策」は、前回の8位から順位を上げています。どのような理由で満足度が上がったと分析していますでしょうか。
企 画 政 策 課	下水道に関しては、下水道課が担当となりますが、市街化区域の下水道整備は、ほぼ完了しています。今後は、市街化調整区域における下水道整備を進めていく予定です。また、満足度とは関係ないかもしれませんが、下水道使用料について受益者負担の適正化の検討を進めています。ただ、今後は下水道の維持費が相当程度発生してきますので、予算の範囲内で、新規整備と維持を並行して実施していきたいと考えております。
委 員 員	下水道普及率はどの程度となっているのでしょうか。
企 画 政 策 課	平成28年4月現在の普及率は70.2%になります。また、平成27年11月に改定した日進市污水適正処理構想の中で、浄化槽等を含めた汚水処理人口普及率を10年概成の目標として平成37年度末に95.5%と設定しています。
会 長	市民意識調査は、あくまでも市民が主観的にどう思っているのかを数値化したものです。この主観的な数値と下水道普及率のような客観的な数値を見比べて関係性があるかを分析することが重要だと思います。中には、客観的な数値が悪くなっているのに主観的な数値が良かったり、客観的な数値が良くなっているのに主観的な数値が悪くなっている場合があります。市民意識調査は重要な調査ではありますが、主観的な調査なので、客観的な数値とセットで分析する必要があります。全部の項目について分析することは難しいと思いますので、主だった項目だけでもいいので分析してみるといいかもしれません。例えば、下水道普及率も市民の満足度も上がっているのならば、市が実施している下水道事業は市民を満足させていると考えることができると思います。「浄化槽・下水道などの衛生対策」は良い例ですので、次回以降、主観的な数値と客観的な数値を分析した結果を報告していただきたいです。
委 員 員	今回資料3のようなクロス分析をした理由を教えてください。資料2の108ページに、自治基本条例の認知度の結果があるので、例えば、この結果と自治会の参加率などをクロス分析した方がいいのではないかと思います。
企 画 政 策 課	自治基本条例の認知度については、前回の委員会の中で速報値の結果を利用してクロス分析した経緯がありましたので、今回は分析しませんでした。また、今回この設問を取り上げた理由は、地域の行事・イベントに参加していただくことも地域の協働を推進していくような本条例の理念に当てはまるので、事例としてあげさせていただきました。
会 長	自治基本条例の認知度が5.5%と低い結果となっています。認知度を高めていく取組を行う前段として、なぜ低いのかを分析することで、ターゲットを絞って啓発していくことができると思います。問61「あなたは「日進市自治基本条例」をご存知ですか。」と他の設問をクロス分析した方がいいと思います。
企 画 政 策 課	前回の委員会の中で、問61と年代、職業、お住まいの小学校区などとクロス分析をしましたので、これ以外の設問とクロス分析をしてみたいと思います。

発 言 者	内 容
委 員	<p>認知度が低いから、本日の議題（３）があるのだと思います。前回の委員会でも話が出たと思いますが、市民意識調査の結果を見ると、市民の市全般に対する満足度は高いことがわかります。しかし、普段の生活の中で、総合計画や自治基本条例を知っている必要性はないと思います。交通の便の改善や歩道の整備などは市民の生活に直結しているため、重要度が高くなるのだと思います。条例自体の名前を変えることはできないと思いますが、「日進市のルール」などの愛称をつけていくといいのではないのでしょうか。</p> <p>また、マンガ版パンフレットもいいですが、自治基本条例のクリアファイルやペンなどの実生活の中で使えるものがあれば、使用している間に啓発品を通して覚えていただけるのではないのでしょうか。</p>
会 長	<p>自治基本条例は硬い言葉なので、愛称を考えるのはいいかもしれません。愛称の候補としてまずあがってくるのは、「日進市の憲法」ですが、憲法という言葉に過敏に反応される方がいるので、「日進市の基本ルール」などのようなものがないかなと思います。ただ、法律名を例にとると、同じ法律でも「テロ準備罪」、「共謀罪」というように異なった略し方をしたり、「安全保障法案」のことを「戦争法案」と略す場合があったりします。このように略し方によって法律そのものの印象が変わってしまう可能性があるため、わかりやすいニュートラルな言葉を使用すると思います。</p>
会 長	<p>今、議題（３）の話が出てきたので、先に議題（３）に入りたいと思います。議題（３）「日進市自治基本条例の周知啓発について」、担当課から説明をお願いします。</p>
企 画 政 策 課	<p>（資料６に沿って説明）</p>
会 長	<p>今の担当課の説明に関して質疑・意見等がありますか。</p>
会 長	<p>日進市は住みやすいし不満も少ないので、自治基本条例を知らなくてもいいという市民が多いかもしれませんが、その一方で、歩道や自転車道を整備してほしいと考えている市民が多いというアンケート結果があります。このため、交通の便、歩道、自転車道に不満があるから市に何とかしてほしいとなり、現状、市はどのようなことをしているのかを知りたいとなった時に、自治基本条例の委任条例である情報公開条例に基づき、どのような人でも情報公開請求をすれば情報を得ることができます。また、不利な手続がないようにするために行政手続条例があり、これも根拠は自治基本条例にあるわけです。市民が日進市をもっとよいまちにしていきたいとなった時に、市役所に働きかけるための市民の武器を提供することになるわけです。情報公開とか行政手続とか市民が市役所に働きかける時の権利を保障しているのが自治基本条例なので、自治基本条例がなかったら、市民が市に意見を言った場合でも市は聞きっぱなしになる可能性があるわけです。市民がきちんと情報にアクセスできて、対応がどうなったかを市に聞くことができるということを保障しているのが自治基本条例なのです。難しいとは思いますが、このようなことをマンガに描いてほしいです。</p>

発 言 者	内 容
委 員	現在、市長への提案箱がありますが、自治基本条例に基づき提案箱があるといったような流れがわかるようになると思います。
企 画 政 策 課	市長への提案箱は広聴機能であり、市民参加及び市民自治活動条例の中で保障されている制度でもあります。そして、この市民参加及び市民自治活動条例の上位に自治基本条例がありますので、市長への提案箱は自治基本条例の理念に基づき実施されていると考えることができます。
委 員	今言われたことを市長への提案箱で意見を書く人は、どれだけ理解しているかということになると思います。
会 長	自治基本条例施行前から市長への提案箱はあったと思いますが、条例施行前は、市長の一存で市長への提案箱を廃止することができたはずですが、しかし、条例施行後は、市長への提案箱を通して意見を言うことは、市民の権利となるため、勝手に市長への提案箱を廃止することはできません。要するに条例を施行することで、市民が意見を言うことの保障が格段に上がったということになります。
委 員	今、会長がお話されたことをマンガにしてみたいかと思いますが、市長への提案箱を廃止すると市長が言って、いやそれは条例の理念に反するためできませんといったようなストーリー立ては可能でしょうか。マンガなので笑えないといけませんので、わかりやすいストーリーがいいと思います。また、住民投票条例を題材にすることも一つの案かもしれません。
会 長	住民投票条例を題材にすることで、サイレントマジョリティの意見を反映できるんだということを伝えるのもいいのかもしれません。 情報公開条例はいざという時の武器であるので、情報公開請求が多い自治体はよいまちであるとはいえないと思います。しかし、最後の武器として情報公開請求があるということをきちんと保障することが大切なのだと思います。同様に自治基本条例で保障された権利がどんどん利用される自治体も幸せなまちであるとは言えないと思います。 さらに、権利を濫用されると自治体は困ることになります。とある関東の自治体で、自治体が持つ全部の情報が公開請求された事例がありました。コピー代は1枚10円ですが、職員がコピー機に張り付いて、ひたすらコピーしているわけですので、どれだけ人件費がかかっていたのでしょうか。このため、この自治体では情報公開条例の条文に濫用の場合は認めないという規定が追加されました。自治基本条例は情報公開条例よりも、多くの権利を認めているので、濫用する人が現れた場合に対策を検討する必要があると思います。逆説的になりますが、自治基本条例や情報公開条例に規定された権利はあまり使われていない方がよい自治体であると考えられると思います。
委 員	資料2の134ページには、「広報にっしん」で力をいれてほしい内容の結果があるので、マンガの題材とこの結果がリンクできると市民が求めていた内容を含めたマンガができると思います。
会 長	平成28年度の結果だけではなく、前回、前々回の結果も見た上で、上位項目

発 言 者	内 容
	<p>の中で自治基本条例とリンクできるといいと思います。平成28年度で上位項目である健康案内や医療制度に関することなどは高齢社会の中、前回、前々回も上位に位置していると思います。</p>
委 員	<p>介護系のNPOと何かできればいいかなと思います。マンガを作成する時に、市民目線に持っていくことが、重要だと思います。</p>
委 員	<p>今、問題となっているのは地域包括ケアシステムだと思います。難しいとは思いますが、共助、地域で相互支援をしていくといったことについて盛り込むことを検討していただきたいです。</p> <p>また、話が少しそれますが、私は市主催のくるりんばすの再編成に係るワークショップや説明会に参加させていただいています。以前の委員会でも話しましたが、満足度が極めて低い結果であるため、くるりんばすは非常に重要な課題だと思います。ただ、私の経験から話しますと、説明会に参加する人はとても少なかったです。くるりんばすの再編成にかかる協議会に傍聴していたこともありますが、私以外に傍聴する人は少なかったです。平成29年4月1日から大幅改編に基づいて運行されることとなります。しかし、予算的な枠組みは再編成前と同程度なので、改善したところもあれば、悪くなったところもあると思います。私が聞く限り、周りの人は皆再編成に反対しています。くるりんばすの再編成については、市主催の説明会が実施されましたが、参加する人は少なかったです。しかし、反対する人は多いといったようなもどかしさを感じています。昨年2月に住民座談会の中で、再編成の中間報告をしていただいたのですが、市民から非常に批判され、実際に再編成反対に係る署名運動にまで発展したと思います。このため、ワークショップや説明会を有効な市民参加手法とするための検討をしていただきたいと思います。また、くるりんばすは、市全体のことでありますが、地域毎でも重要なことであると思います。このため地域に対する説明会というのをもう少ししっかりとやっていただきたいです。</p> <p>資料6には自治会と書いてありますが、市から区長への説明はあるのかもしれませんが、区長で話が止まっている可能性があります。自治会という地域コミュニティについて、もう少し重要視してほしいと思います。</p>
会 長	<p>民主主義の永遠の課題だと思います。民意は多面体であります。先ほどの例でいうと安全保障法案の反対も民意ですし、安全保障法案を作るべきだという意見も民意です。色んな場所で議論され、まとまればいいのですが、まとまらない場合も多々あります。市の場合、ワークショップや説明会など色々実施するのですが、最後は市民が選んだ市議会と市長の二元代表制で、物事を決めてもらいましょうというのが、間接民主主義の仕組みになります。ただ間接民主主義といってもスポンサーである市民の様々な民意を幅広く聞き入れ、なるべくすべてを反映するようにしていく必要があります。話し合いでも結論が出ない場合は、最後は多数決で決めることとなります。議会制が出来る前はどうかであったかという、殺し合いをしていたわけですが。殺し合うよりは選んだ人同士で多数決で決めたほうがいだろうということで、今の仕組みとなっています。イギリスの議会では、</p>

発 言 者	内 容
	<p>与党と野党の席は剣が届かない距離になっているのです。議会制の前は殺しあつて殺した方の意見が通る仕組みとなっていたのです。それよりは剣が届かない距離で議論し、まとまらない場合は多数決で決めればいいのです。ただ多数決で決まったことが正しいとは限りません。多数が間違っている場合もあります。今、イギリスでは保守党と労働党がありますが、与党である保守党の意見が通ることになります。保守党の政治がおかしいとイギリス国民が判断すれば、選挙で労働党を選ぶようになるわけです。このように民主主義は民意に基づく政治になります。でも民意は正解ではないわけです。民意は多面体であり流動的なのです。時点やエリアなどによって民意は変わってくるわけです。小中学生の教科書を見るとみんなで話し合えば100点満点の回答が得られると書かれていますが、そうなる場合もちろんありますが、比較多数はそうなることはないのです。意見がまとまらない場合が多いのです。こういう時に多数決をとり、その時点の多数の民意に従うことになるのです。ただし、この多数が正しいわけではないので、選挙の度に政権が変わったりするわけです。少しずつ良い状況に持っていくのが自由民主主義のシステムだと思います。自治基本条例でも同じことが言え、市民の中でも沢山の意見があつていいのです。この意見を収斂させていけばよく、収斂しない場合は、市民が選んだ議会と市長で決めていくことになるわけです。議論をしていくときに、このような仕組みになっていることを理解していることが大切であり、市は民意を無視しておりけしからんという人が沢山いますが、民意は多面体であるので、批判している人の民意が他の人も考えているというわけではないので、とりあえずは現時点での比較多数の民意に従うということになります。ただ、この判断は未来永劫続くわけではありません。自治基本条例では色々な方法で市民の意見をいう機会を設けていますので、市民から色々な意見をいただき、収斂すればそれでいいですし、収斂しない場合でも時期を区切ってその時点の多数の民意に従えばいいと思います。</p>
企 画 政 策 課	<p>一つだけ確認させてください。意思決定の参加に係る保障、その前提での情報公開、救済としての行政手続などのことが自治基本条例で規定されているという面がありますが、例えばボランティア活動をしている市民は沢山いると思いますが、その市民はもしかしたら自治基本条例を知らずにボランティア活動をしている可能性があります。実は自治基本条例が目指すことを既に実践している市民もいるというような側面もあると思います。このような側面について題材とすることについてどうお考えでしょうか。</p>
会 長	<p>今、言われたことはその通りであり、意思決定の参加の保障、市民自治活動の2本柱で構成してもいいと思いますが、自治基本条例の本質は意思決定の参加の保障だと思います。</p>
委 員	<p>市民の視点で考えるとボランティア活動をしている人に対して、実は自治基本条例という条例があるんだと説明し、えーそんなことは知らなかったというようなストーリーにして、その次に、実は市長は単独の判断でまちづくりはできないのだという流れにしたほうがいいと思います。このように市民の視点で考える</p>

発 言 者	内 容
会 長	と、まずは身近なことから触れたほうがわかりやすいのかなと思います。 議題（１）、（３）共に建設的な意見を言っていただき有意義な場となりましたが、議題（２）「日進市自治基本条例の検証について」の審議時間がなくなってしまったので、本日は自治基本条例の条文の検証には入らず、検証の前段として自治基本条例施行後の経過について担当課から説明をしてもらうことにします。それでは、お願いします。
企 画 政 策 課	（資料４に沿って説明）
会 長	それでは、今の説明を参考に次回以降の委員会で、自治基本条例の条文の検証をしていきたいと思います。
	４ その他
	５ 閉会